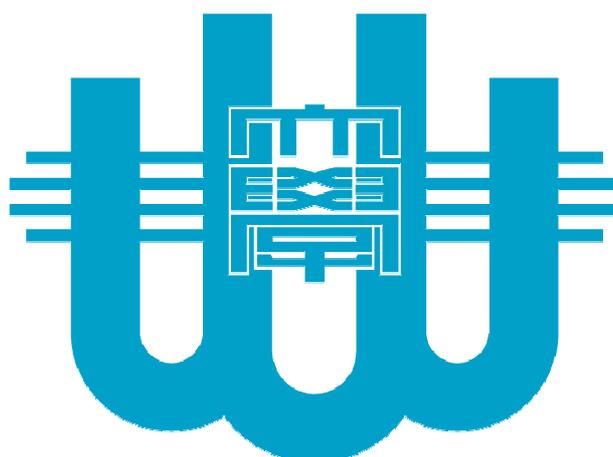


令和 2（2020）年度東京純心大学自己点検・評価に関する
第三者委員会報告書



令和 3（2021）年 6 月

東京純心大学

はじめに

2020年度の「東京純心大学自己点検評価書」に関する第三者評価結果を取り纏めた。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により書面での開催となった。外部評価委員の先生方には、ご多忙にもかかわらず資料にお目通しいただき、また貴重なご意見等を頂戴し、心より感謝申し上げます。それらの一つひとつをしっかりと受け止め、本学の発展に向けて着実に進みたい。

本学は、2018（平成30）年度から認証評価機関の一つである財団法人日本高等教育評価機構による機関別認証評価とは別に、外部有識者3名（今年度は大学教授、病院関係者）からなる第三者評価委員による独自の外部評価を導入した。

これは、大学全体における自己点検・評価の客観性及び妥当性を担保するとともに、諸活動の改善・改革を行う実質的な取組みの一つである。また、近年の私学を取り巻く環境の変化への対応は、自学のみでは非常に厳しく、見識ある外部有識者からの意見を頂戴し、変化に柔軟に対応するよう舵を切っていく。

2021年3月

東京純心大学 自己点検・評価委員会
委員長 増田 光

I. 2020 年度第三者評価委員会委員

奥村高明委員（日本体育大学児童スポーツ教育学部教授）

佐久間陽子委員（聖ヨハネ会桜町病院看護部顧問）

佐藤晴雄委員（日本大学文理学部教授）

II. 第三者評価委員による評価

(1) 質疑応答（書面による）

基準【1】

基準項目【1-1】について

質問：1-2-④ 「大学の3つのポリシー」

この見直しを図り、3つのポリシーがより具体化されたことは大いに評価できる。新ポリシーのうち「ディプロマ・ポリシー」中に「多文化共生社会」の用語が入り、また「カリキュラム・ポリシー」中には「多文化共生、、、異文化社会、、、多様な人々と協働、、、」の文言が加えられていることは時代の変化に対応しようとしている様子がうかがわれる。この点については理解できるが、本学として、これら「多文化・異文化」に関する記述を加えるようになった直接的具体的な背景ないしは理由があれば教えていただきたい。

また、「ディプロマ・ポリシー」において、「地域社会において主体的に貢献できる」という表現が盛り込まれるようになったが、社会に開かれた大学の在り方として適切だと判断するが、この点についても本学ならではの背景があればご教示いただきたい。

アクティブ・ラーニングの在り方がいくつかに類型化されて記述されている点は、大学改革の在り方として高く評価できる。近年、国は、思考力・判断力・表現力を重視している。細かな点ではあるが、このうち表現力を「専門科目」においては取り上げているが、「授業形態」には記述されず、「思考力・判断力」に止めている理由は何か。プレゼンテーションはまさに表現力を育む形態として最適であろう。

回答：「ディプロマ・ポリシー」中の「多文化共生」「異文化理解」は、本学の建学の精神・大学の基本理念の三本柱の一つである「国際社会にいきる教養の体得」をより現代的かつ現在の学科構成である「こども文化学科」「看護学科」の特質に適合する記述としたものです。すなわち、海外への進出という視点からの「国際」から日本の中の世界、「国際」に重心が移行しており、幼保、看護の分野においても日本の中の多様化に注目しています。

そして、地域社会における主体的な貢献は、「純心絵本セミナー」「JUNSHIN Global Kids English」として、こども文化学科の教育が結実したものであり、看護学科は「地域のネットワーク構築に関する事業の推進」「地域住民の健康な生活(生きがい)づくりに関する事業の推進」を行い、同学科の研究・教育の成果を地域社会に還元することを重要視しています。

アクティブ・ラーニングの「プレゼンテーション」を用いた授業は実施している現状があり、「思考力・判断力・表現力」という表現が妥当と考えます。2021年度の3つのポリシーを見直す際に検討いたします。

質問：「2. ...、多様な背景や文化を持つ地域の人々と痛みや喜びを分かち合い、創造的なコミュニケーションを通して表現することができる」の部分について。この部分の文意は「、人々と痛みや喜びを(分かち合い)、(中略)表現する」と解してよいか。つまり、「痛みや喜びを表現する」ということなのか。

両学部のカリキュラム・ポリシーについては、「基礎科目」「専門科目」「教養群」「専門群」「発展群」などの枠組を明確にし、それぞれ具体的に記されるようになった点は評価できる。

回答：「子どもの幸せと平和の実現のために、多様な背景や文化を持つ地域の人々と痛みや喜びを分かち合い、創造的なコミュニケーションを通して子どもの幸せと平和を表現することができる。」となります。

基準項目【1-2】について

質問：「令和2年に大学の三つのポリシーについて改訂版を作成した」とあり、拝読すると（旧）よりも、（新）の方が、より建学の精神が反映されているように思われますが、改訂版を作成した背景や方針等について教えてください。

回答：私立大学では、建学の精神がすべての基盤となります。建学の精神に基づいて独自の教育を行っていることがわかりやすく伝わるよう、大学の三つのポリシーを見直しました。なお、大学・学部の三つのポリシーは毎年見直すこととしており、必要な場合は適宜改定することとしております。

基準【2】

基準項目【2-1】について

質問：「入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持」について、2020年に充足率が増加していますが、特に効果のあった施策がありましたら、教えてください。

回答：令和元(2019)年度以降、学生募集支援業務委託業者から専任職員による訪問に切り替え、主に在籍者の出身高校や出願があった高校を中心に訪問活動を実施しています。昨年度の訪問校数は(2020年1月7日現在)延べ730校(最終目標504)、高校生対象の学外ガイダンスには44件参加した他、専任教員による出張講義についても積極的に対応しました。活動地域は八王子市を中心とした多摩地域に重きを置き、その他東京23区内、神奈川県、埼玉県、山梨県を重点地区と位置づけ活動しました。なお、重点地区においては、専任職員・教員の訪問活動と並行して、学生募集支援業務委託業者の協力を得ながら新規開拓校訪問も行っています。また自ら業者に企画を持ちかけ、相談会の場を増やす施策にも取り組みました。これらのことが2020年の充足率の増加に繋がった一番の要因であると思います。

基準項目【2-2】について

質問：大学事務局は、独自に「学生面談」を実施しており、学生目線の大学像を確認し、業務改善へつなげている」とありますが、学生面談の方法と、業務改善の具体的例について、教えてください。

回答：学生面談は平成29年度からこれまで3回実施しており、職員2名に対して学生5～6名を基本として行います。面談する職員は、学生に普段関わることが少ない部署の職員にも学生の声を聞いてもらうという意味もあり、専任事務職員全員が1回は担当することとして当初は実施していました。しかし、主担当業務との兼ね合いもあり、昨年度末に実施した面談は、希望者のみとなっています。質問内容は、本学の良いところ、入学の決め手、大学への要望などです。学生面談からの具体的改善例として、施設面ではトイレへのジェットタオルの設置、駐輪場の拡充などを行いました。また、事務職員の業務に関するものとしては、こちらが伝えているつもりでも学生にはうまく伝わっていない（小規模大学であるのにコミュニケーションがうまくとれていない）ことが多いこと、窓口対応等のことを課題として捉え、事務職員間で共有しました。その結果、これらのことを意識しながら業務を遂行するようになるという効果がありました。

2019年度（2020年1月）に実施した学修行動・学生生活調査結果において、「事務職員によるサポート」に対する学生の満足度は、「とても満足・かなり満足」が29.7%、「どちらともいえない」は46.0%、「やや不満・とても不満」は24.3%であり、約3割の学生が満足感を抱いている結果でした。「どちらでもない」を選択する傾向がありましたので、今年度は学生の意見がより反映されるよう、5件法から4件法に変更し、2月中旬にアンケート調査を実施する予定です。今年度の結果を分析し、引き続き事務職員によるサポートの充実に向けて対応していきたいと考えております。

基準項目【2-6】について

質問：「学生面談計画」「グループ面談」「路線バスのダイヤ改正」が学生の要望から実現したことなどの記述がありますが、事務局が行う「学生面談」について、どのような方法（学生の選出方法等）で行われているか教えてください。

回答：学生面談は、全学生あるいは対象となる学年を決めて実施しています。学生を何名かのグループに分け、学生の空き時間に面談時間を設定し実施しています。面談は職員2名に対し学生は5名から6名になります。「路線バスのダイヤ改正」は、学生面談でも意見は出されますが、別に行っているアンケートの意見を参考にバス会社と折衝しているものです。

※対象は実施年度によって異なっており、これまで（1回目）現代文化学部4年生、（2回目）全学生、（3回目）1年生及び4年生を対象に実施してきました。

基準【3】

基準項目【3-1】について

質問：GPA の活用については、「～等の機会に活用している」とありますが、【3-2】に GPA を履修上限にも活用していると推察される記述があり、これは「等」に含まれるととらえてよろしいでしょうか。

回答：現代文化学部のみですが、GPA を履修上限設定の解除に活用しております。学生便覧の 25 ページから 26 ページに GPA のことが記載されております。

基準項目【3-2-①】について

質問：43 ページに「看護師養成指定規則の改定」とありますが、他に改正、改定（51 ページ）、改訂（8 ページ）の表記がありますが、それぞれ使い分けている意図があれば教えてください。

回答：「看護師養成指定規則」は改正、改正に伴う本学のカリキュラム変更について改定を使っています。8 ページの改訂は改定の誤りですので訂正いたします。

基準項目【3-2-⑤】について

質問：「純心こどもの国のクリスマス」の開催に学修成果が反映されている記述がありますが、その上段にある卒業制作や卒業研究との関連があるととらえてよろしいでしょうか。

回答：そのとおりです。「純心こどもの国のクリスマス」で実践する学修成果は、具体的には以下の科目で事前に指導、準備しています。「保育内容演習・言葉」で絵本の読み聞かせ・パネルシアター・エプロンシアターを指導。「こどもと音楽表現 B」でトーンチャイムを指導。「保育内容演習・環境」で壁面装飾を指導。「保育方法論」で制作を指導。「舞台表現 A・B」でオペレッタを指導。「造形表現 A・B」でチラシ・ポスター制作を指導。これらの科目で指導し、1・2 年生は「純心こどもの国のクリスマス」で実践。その経験を踏まえて 3・4 年生で実施される「保育実習」「教育実習」で経験を活かし、さらに最終的に卒業制作や卒業研究で探究を深めていくようにカリキュラムを構成しています。

基準項目【3-3】について

学生に対する授業アンケートについて。

質問：実施回数はどれくらいか。半期 1 回など。

回答：半期に 1 回、年 2 回の実施です。

質問：全科目授業で実施しているか

回答：ゼミと受講者が4名以下の授業科目を除き全科目で実施しています。

質問：学生の無記名か

回答：無記名での実施です。ただし学科・学年は回答しています。

質問：実施上の問題点はないのか

回答：これまでマークシート方式で実施しておりましたが、令和2（2020）年度から Google Forms を利用したウェブでの実施方式に変更しました。予想されていたことですが、回収率が芳しくありません。あまり回収率が低くなりすぎると数値的にも意味を持たなくなりますので、今後は、回収率の向上を目指します。

質問：「授業評価アンケート」をもとに、学修指導及び教育内容の改善について「教員と学生が討議している（55 ページ）」「学生と教員が意見交換する場を設けている（73 ページ）」とありますが、その場の設定方法、手順、成果等について教えてください。

回答：令和2（2020）年度は9月の後期ガイダンス時に実施しました。まず、大学のFDを担当する委員会がどのような取り組みをしているのかを説明します。そして、学生が協力してくれたアンケートの結果が、①：どのように教員へ届くのか ②：①を踏まえてどのように改善に取り組むのか ③：リフレクションシートの作成手順等を説明し、学生から要望、意見等を募るというものです。学生自身の振り返りができると良いのではないかなど授業評価アンケートには記載されていない意見を聴くことができました。また、こういった場（機会）を設けることが、学生の主体性を育てるために必要であるという学生の意見もありました。

基準項目【3-3-①、②】について

質問：「ディプロマ・ポリシー」に記されている「4.、地域社会において主体的に貢献できる」点については評価しているのだろうか。

回答：卒業生の就職先アンケートを実施し評価に繋がっています。

質問：また、各授業におけるアクティブ・ラーニングの実施状況はどのようなのであろうか。

回答：令和2（2020）年度は両学部で91%の実施率です。（前年度は68%でした）

アクティブ・ラーニングの実施状況については、「自己点検評価書」48 ページに記載しております。

基準【4】

基準項目【4-2-①】について

質問：「特定の年齢に偏ることなく適正なバランスが保たれている」とありますが、年齢構成改善の方策を行っていただければ、教えてください。（60代以上が40%を超えていますが、以前は日本高等教育評価機構で指摘される%でしたので、当方の勉強不足でしたらお許しください）

回答：本学の学部構成が、実務家教員が多くなる（求められる）領域のため、年齢が高くなる傾向があります。特段、年齢構成改善の方策は行っておりません。

基準項目【4-2-②】について

質問：FD・SD委員会による公開授業等の実施とありますが、公開授業の参加者（教員のみか、職員を含むのかなど）について、及び、公開授業の成果（教員の個々の授業改善への反映、職員の意識の変化等）があれば教えてください。

回答：公開授業は教職員が対象ですが、参加者はこれまで教員のみです。

公開授業の成果として、ディプロマポリシーに沿った内容の授業であることを確認することができました。

基準【5】

基準項目【5-1】について

質問：「コンプライアンスの遵守とは学園内のみではなく学園外においても本学園の役員及び教職員であることの自覚を求める」とありますが、具体的な取組み、改善・向上方策があれば教えてください。

回答：コンプライアンスの遵守については、学園内外を問わず、特に意を払っており、一例として、大学の常設委員会である不正防止計画推進委員会においては、毎年テーマ（ハラスメント、研究倫理等）を決めて、役員を含む教職員対象の研修会を実施しています。

基準項目【5-3】について

質問：改善・向上方策に「監事・監査法人・内部監査担当者の協力をより密にし」とありますが、これは、「監事・監査法人・内部監査担当者」による相互チェック機能の確保という意味でとらえてよろしいでしょうか。

回答：ご指摘いただいた、相互のチェックの確保のみならず、それぞれの役割をしっかりと果たしていただきながら、相互に「連携」しながら「重層的」に学園全体の活動をチェックしていこうとするものです。

基準項目【5-4】について

質問：令和4年度から「入学定員数の変更について理事会で承認された」とありますが、これは、看護学科の定員増、こども文化学科の定員減を意味するのでしょうか。教えてください。

回答：そのとおりです。この数年の各学部の定員充足率から、看護学部看護学科の定員増、現代文化学部こども文化学科の定員減を決定しました。

基準【6】

基準項目【6-2-②】について

質問：IR委員会による活動の充実が図られていることが認められる。その活動(活動結果などの情報)が各教員にどの程度活用されているのだろうか。具体的な数値を示して欲しい。

回答：IR委員会は大学運営協議会や教授会でIRに関する活動状況（基礎学力試験に関する報告書、入学後の学修成果の追跡調査、令和2年度IR報告書など）を報告しております。令和2年度自己評価書は5月1日時点の現状を記載することになっておりますので、本年度の活動状況は本報告書には記載しておりません。しかし、各委員会（教員）がIR報告書を活用できるように「サイボウズ」で閲覧できるように致しました。また学外にはその一部が「FACT BOOK」として本年度内にホームページ上で閲覧できるようになっております。

活用状況の数値化につきましては、初めて報告書を作成いたしましたので、今年度の委員会（教員）の活用は無理と考えております。次年度以降、数値化を含めて活用状況の把握について検討を行いたいと思います。

基準項目【6-3】について

質問：「卒業者の人材ニーズを有する方からの意見」とありますが、これは、どのような方法によって行われているのでしょうか。また、「教育プログラムの見直し・改善」とありますが、貴学の教育成果について後押しとなる声が収集されたと考えてよろしいでしょうか。

回答：例えば、現代文化学部では、本学卒業生を継続して採用している実績があり、現在も職員として卒業生が勤務している幼稚園の園長とのアセスメント会議の場を持ち、本学のカリキュラムについて評価、意見を頂いています。そこで得られた教育改善策は学部に持ち帰り、こども文化学科カリキュラム検討委員会で具体的に検討し、新規プログラムの開発（科目新設）、カリキュラムマップの改定などを行っています。

看護学部は、本学卒業生が勤務する病院の管理職者に本学の教育成果についてアンケート調査致しました。調査項目の勤務状況・勤務態度についての結果は「非常に良い」「良い」との回答を得ています。また、人柄や基礎的能力についての結果は、「実行力」、「傾聴力」「状況把握力」、「規律性」については肯定的な評価でした。しかし、「働きかける力」、「創造力」、「発信力」

については課題が残る評価となっています。自由意見では、「頑張りがり順調に成長している」「学びの大切さに気づき努力している」との意見がありました。また、「社会人基礎力は、学生時代から教育をして頂きたい」との意見を頂きました。

これらの貴重なアンケート結果も踏まえつつ、2022年度看護学部看護学科のカリキュラム改定に向けてカリキュラム検討委員会で検討を重ねています。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの改定も行っています。

基準【A】

基準項目【A-3】について

質問：「看護教育実践教育センター」による「地域住民の健康な生活づくりに関する事業」や八王子センター元気との連携などの地域貢献によって学生の教育や実践能力の向上に寄与したとありますが、「こども教育実践教育センター」の地域貢献（例えば「JUNSHIN Global Kids English」）によって学生の成長がみられた面があれば教えてください。また、貴学は富士美術館等、文化施設に多く囲まれています。これまでに連携や活用が行われている例がありましたら教えてください。

回答：「JUNSHIN Global Kids English」では、小学校課程の学生が、地域の小学生を指導し、国際理解と英語教育の機会を地域に提供しました。この講座運営をとおして、学生は、児童英語教材の作成方法や指導法を学ぶだけでなく、講座に参加する児童とのかかわりの中で児童の英語理解の実際に触れることができ、教員養成における貴重な実践の場となりました。

基準【特記事項】

基準項目【特記事項】について

質問：併設校との連携がなされているが、東京純心女子高等学校からの大学進学者が一桁に止まっている。その理由をどのように捉えているのか。一般的な傾向だとも言えるが、本学独自の理由があれば教えてください。

回答：本学の学部構成が2学部2学科であり、選択肢が限られていること、また希望者がいても志望順位が低い、学園内の接点が少ない、ことなどが進学者の少ない理由であると考えられます。

進学者の増加を図るため、東京純心女子中学・高等学校が定期的に開催する保護者会で、大学案内・学生募集要項を配付し、学部の特徴や学園内入試制度の案内をしています。また、東京純心女子中学・高等学校文化祭開催に合わせて、大学入試相談会を実施し、東京純心女子中学・高等学校からの受験者の掘り起こし、東京純心女子中学・高等学校との連携を深化させています。（自己点検評価書25ページに記載のとおりです）

平成30年には、東京純心女子中学校・高等学校と東京純心大学の相互の教育連携事業の促進を図るため、学園教育検討協議会を立ち上げました。現在、東京純心女子高等学校の「叡

「智探究セレクトデザインプログラム」に、大学の授業を提供しており、今後も連携を重視していく方針です。

(2) 総評

(奥村高明委員)

基準1 使命・目的等

建学の精神から導いた視点を、大学及び各学部学科の目的に反映させ、大学の個性と特徴を明確に明文化している。使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生便覧等、様々な媒体において一貫して明示され、その実現に向け、整合性を持った学内体制を構築している。平成 29 年に大学及び各学部学科の三つのポリシーを策定しているが、社会情勢の変化や法令等の改正などに対応するために、さらに令和 2 年に再改定を行っており、建学の精神の実現を図る営みを不断に継続していることは評価できる。

基準2 学生

入学定員数を満たしていない状況であるが、令和 2 年度は充足率が両学科とも改善しており、学生の出身校や出願校、多摩地域に重点を絞った重点的な訪問活動、出張講義、学生サポーターを活用したオープンキャンパスなど学生数確保の取り組みの成果が現れている。学修支援、キャリア支援、学生サービス等については、基礎学力支援センター、国家試験対策委員会、実習指導委員会など教職共同の組織的で細やかな取組を行っている。特に、職員 2 名に対して学生 5～6 名の分担で、学生の声を聞く「学生面談」を実施し、これをジェットタオルの設置、駐輪場の拡充、路線バスのダイヤ改正など具体的な改善につなげていることは評価できる。

基準3 教育課程

認定基準を適切に定め、GPA を個別相談や履修上限等に活用するなど、厳正な単位授与や卒業認定の運用を行っている。平成 29 年度からカリキュラム検討委員会を設置し、令和元年度には両学部のカリキュラムを改定し、現在は将来の看護師養成指定規則改正に伴った看護学部カリキュラム改定作業を行うなど、教育課程の検証や見直しを継続的に行っている。一方で、現代文化学部の「純心こどもの国のクリスマス」のような伝統的なカリキュラム上の特徴は大切に保持している。特に、大学の学修指導や教育内容改善の取り組みを学生に報告し、教員と学生が意見交換する場を設けていることは、学生の視点から改善を進めようとする姿勢として評価できる。

基準4 教員・職員

大学運営協議会の場を中心に、学長がリーダーシップを適切に発揮できる教学マネジメントの体制を整備している。FD・SD 委員会が行う公開授業は教職員に等しく開かれている。コロナ禍においても、ICT 環境推進プロジェクトのサポートのもとディプロマ・ポリシーに沿った授業が実現されているかどうか検証している。財務収支のバランスが不均衡になる状況においても、個人

研究費は確実に配分されており、競争的研究資金の獲得の努力も行われている。

基準5 経営・管理と財務

法人全体の5カ年の中期事業計画をもとに、令和5年度に教育活動収支の黒字化を目指し、定員数の変更、シーリングの徹底などを進めている。また、監事・監査法人・内部監査担当者による相互チェック機能を強化しながら、重層的に学園全体の活動を点検する体制を整備している。特に、コンプライアンスの遵守について学園内外における役員及び教職員の自覚を高めるために、不正防止計画推進委員会が毎年テーマ(ハラスメント、研究倫理等)を決めて研修会を実施していることは評価できる。

基準6 内部質保証

大学運営協議会及び自己点検・評価委員会による内部質保証の組織体制を整備するとともに、毎年自己点検評価書を作成し、第三者評価委員会の外部委員からの評価を受けるなど、学内外による質保証を担保し、恒常的に自己点検を行っている。特に、卒業生が勤務している幼稚園の園長とアセスメント会議で得た意見をカリキュラム検討に反映したり、卒業生が勤務する病院の管理職者へのアンケート調査から卒業生の勤務態度や基礎的能力などを把握したりする取り組みは評価できる。

大学独自の基準

「こども教育実践教育センター」の公開講座や「看護教育実践教育センター」による「地域住民の健康な生活づくりに関する事業」などは、学生の教育や実践能力の向上に寄与するとともに、地域の小学生の育成や地域住民の健康維持に貢献しており評価できる。

(佐久間陽子委員)

基準1 使命・目的等―「大学の3つのポリシー」―

上記については、「旧」→「新」へ改正されており、建学の精神、特に各学科ごとに創立者江角ヤス氏が掲げた精神が東京純心の1964年開校以来、「神・善・美 そのものである神様に芸術を通して学生を導く」という構想が全ての学科で現在、見事に活かされている。

基準3-3 学修成果の点検・評価

創立者の精神である「キリスト教の精神」に基づいての対人関係、真理探究の姿勢、多文化・共生社会の担い手としての養成、地域社会に貢献出来る専門分野の知識と技術の習得が見事に掲げられている。

基準6 内部質保証に係る IR 機能の強化

現状把握のための IR 評価活用のもとに調査・データの収集と分析を行える体制を整備していることは、関連する法令（学校教育法第 109 条、同じく学校教育法施行規則第 166 条、大学設置基準第 1 条）この 3 つに基づき見事に実施されている。

特記事項

担当者よりの報告で最近、「他高校生などの見学者がある」との事。その交流はすばらしい発展につながると思う。

（佐藤晴雄委員）

基準 1 使命・目的等－「大学の 3 つのポリシー」－

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神であるキリスト教精神に基づくことが明確に示され、また多文化共生など時代的要請を受けた表現に改められている点は評価できる。また、地域社会への貢献というポリシーが加えられた点に、本学が地域社会に開かれた経営を重視していることが明確に見出される。

カリキュラム・ポリシーは旧よりも具体化され、「基礎科目」「専門科目」に分けて提示されるようになった点は評価できる。授業形態に関しては大学改革で求められるアクティブ・ラーニングなどを重視し、また大学教育の質的保証の観点を表すなど時宜にかなったポリシーに改められている。

さらに、両学部のポリシーも全体的具体的に表現されるよう改められ、大学内外に対して本学の経営や教育の在り方を明示できるものと評価できる。特に、学生数確保のために、ポリシーが留学生にも理解できるような工夫が課題になると思われる。

基準 3－3 学修成果の点検・評価

ポリシーを受けた大学自己評価及び第三者評価を継続しながら充実させている姿勢が読み取れる。ただ、学生に対する授業アンケートは年 2 回、全科目（少人数科目を除く）実施されている点は評価できると同時に、学生や教員の負担を考えると、検討し直す必要もあると言える。その負担が原因で回収率が低くなっていると思われる。また、実施方法をマークシートから Google Form に変更したことも回収率を妨げているはずである。学生にとっては授業時間中にマークシートで回答した方が負担が軽いからである。実施科目数や実施方法の再吟味を試みていただきたい。

基準 6 内部質保証に係る IR 機能の強化

IR 委員会による活動の充実が図られていることが認められる。そして、IR 委員会が大学運営協議会や教授会で活動状況を報告し、教員がその報告書を活用できるよう工夫がなされるなど、質的保証に真摯に努めている点が高く評価できる。今後、その活用状況の活用実態について確実に把握できるよう努めることを期待したい。

また、「改善・向上方策」として、自己点検・評価等から問題と改善点を見出し、中長期計画

を再確認するなどPDCAの「C」を「A」につなげることによってマネジメント・サイクルを名実ともに運用している様子が見られる。今後も、そのサイクルに基づく運営を継続するよう期待したいところである。

特記事項

併設校との連携がなされているが、東京純心女子高等学校からの大学進学者が一桁に止まっている点は今後の検討課題になる。ただ、この実態を踏まえて学園教育検討協議会を設置することによって、併設中学校・高等学校との相互の教育連携事業の促進を図り、また併設高等学校の「叡智探究セレクトデザインプログラム」に大学が支援するなど進学者数の増加に努めている様子が見られる。

(3) 総括

これまでも本学の第三者評価に関わってきたところ、評価者の指摘を踏まえた改善がなされていることが見出される。

基準1の「3つのポリシー」については、第三者評価者による評価を見ても、社会情勢や法令等に対応させ、また建学の精神が明確に提示されるようになったと言える。ただ、小規模校であり、かつ通学至便とは言えない立地条件でもあることも影響してか、学生数の確保が課題になる。そこで、新たなポリシーを学外、特に併設以外の高等学校や留学生(たとえば、中国に向けて)に対して理解できるよう周知する工夫が求められるであろう。ポリシーの文言は必ずしも高校生に十分理解させられないこともあるので、より具体的で分かりやすい文に表すことも一案だと考えられる。

基準3の学修成果の点検・評価については、評価基準が適切だと評価でき、カリキュラム改訂等に活用している様子が見られる。今後、検討すべきは学生による授業アンケートの工夫であろう。

基準6の内部質保証に係るIR機能の強化にはIR委員会が中心となって進め、点検・評価から見出された改善点を今後の計画に生かそうとする姿勢が見出される。

特記事項については、こども教育実践センター及び看護教育実践センターの取組が学生の教育に生かされていることが評価できる。

上記以外にも、様々な学生対応の工夫や学長のリーダーシップによる教学マネジメントの在り方、さらに財務の健全化努力などが評価されている。

ともあれ、今後は、以下の点に留意しながら自己点検・評価を工夫することによって、大学の改善に努めるよう期待したい。

(1)何を埋めるか

現状を点検することによって、欠落要素と不足要素を見出し、これらを補充・補強していることである。上記に関していえば、高校生及び留学生ポリシー向けのポリシーの工夫が当てはまることになる。

(2)何をただすか

現状の取組等において修正・廃止すべき問題点をあぶりだし、これを望まれる方向に改善していくことである。上記を受ければ、学生アンケートの方法は「ただす」対象になる。

(3)何をつくるか

新たな取組を導入することである。スクラップ&ビルドのスクラップの考え方に基づけば、「(2)何をただすか」の検討と同時に「つくる」必要がある。たとえば、併設高校との連携を図るための学園教育検討協議会の設置が該当するであろう。

これからの自己点検・評価の実施に際して、以上の3点について何らかの形で考慮していくことを望みたいところである。

以上